

## 柳泉園組合クリーンポート長期包括委託審査委員会（第3回）会議録

1. 開催日時 平成28年5月9日（月）13時30分～14時15分
2. 開催場所 柳泉園組合管理棟3階大会議室
3. 出席委員 荒井委員、加藤委員、藤原委員、黒田委員、松川委員、森田委員 以上6名 ※欠席 山下委員
4. 事務局 佐藤課長、濱野係長、鳥居主査、川原主事 以上4名  
（株）日建技術コンサルタント3名
5. 会議次第

1. 開会
  2. 議事
    - (1) 今後のスケジュールについて
    - (2) 実施方針（案）について
    - (3) 入札説明書（案）について
    - (4) その他
  3. 閉会

### 【開会】

### 【議事（1）今後のスケジュール（案）について】

#### <議事>

- ・事務局より今後のスケジュールについて説明
- ・実施方針は、5月議会にて諮った後に5月下旬に公表する。
- ・入札公告は、8月議会にて本事業の予算と債務負担行為の承認を受けた後に実施する。
- ・委員会の開催回数を当初予定の5回から1回追加して、6回開催する予定とする。
- ・入札公告の時期が当初予定より3ヶ月程度先になったため、入札公告以降の工程を全体的に3ヶ月程度先とし、事業の開始時期は平成29年7月からの予定とする。

#### <主な質問・意見等>

委員長：8月の議会で入札公告、それから債務負担行為等を決めて議会の了解をとった上で、入札公告を行う予定だということか。

事務局：そうである。

委員長：組合議会だけではなくて、関係市に対する説明というのは、どういうやり方を考えているのか。

委員長：関係市への説明については、事務連絡協議会というのが議会前にあり、その中で示す。また、議会にも関係市の議員や部長が出席するため、その辺の趣旨は問題なく伝えられると考えている。

## 【議事（2）実施方針（案）について】

### <議事>

- ・事務局より、実施方針（案）について説明。
- ・リスク分担の住民対応リスクとして、組合・事業者ともに〇とし、「訴訟」、「費用」という言葉は削除する。物価変動リスクについては、運転費の増減が±3パーセントの許容範囲内であれば事業者、それを超えるものについては組合と分けて記載する。

### <主な質問・意見等>

委員長：井戸の点検整備とあるが、プラント用の井戸なのか飲料用の井戸なのか。また、自主防災組織の整備ということで台風・大雨等の警報発令時とあるが、震災対応ということも含めてどういう考えなのか。

事務局：井戸は、プラント用で2基ある。

自主防災組織の整備だが、震災等は別として、クリーンポート内で火災が発生した場合のための訓練である。災害等が発生した場合は技術課ではなくグラウンドやプール、お風呂を管轄している施設管理課が対応することになると考えている。

委員：防災管理業務で緊急対応マニュアルの作成とあるが、廃掃法21条の2の事故対応マニュアルとこの緊急対応マニュアルの関係性について説明をいただきたい。

もう一点、委託費の見直し方法については、契約書のほうに書くということだが、消費者物価指数、国内企業物価指数等をもとに行うものとして、指標として上がっているが、具体的にどのように対応するのか、教えていただきたい。

事務局：事故対応マニュアルについては、もう少し検討する。

消費者物価指数等は契約書に明記し、人件費は何に使うだとか、用役費関係は国内企業物価指数だとか、全て記載するようにする。

委員長：参加資格で長期包括的運営事業、またはPFI事業を元請として受注したとあり、括弧書きで代表企業とあるが、SPCの構成員として入っている場合はどう考えるのか。

代表企業といった場合は、いわゆる建設事業と維持管理事業を一体的に発注した場合の建設企業側のプラントメーカーなりになるが、元請といった場合、SPCの構成員である企業は、元請ではないのかという議論が当然出てくると思うが。

事務局：DBO事業において、代表企業は一般的にはプラントメーカーになるかと思う。

一般的な考えとして、代表企業というのは、やはり総合プラントメーカー系になってくるのではないかと考えている。

委員長：リスク分担の中に住民対応リスクがあり、施設運転に対する住民反対訴訟問題ということで、訴訟に組合側が三角とし、費用が事業者となっているが、例えば住民から訴えられるのは、組合が被告になった場合は、費用も含めて対応せざるを得ないと思う。この場合、両方とも〇・〇にしておくか、訴訟・費用を削除したほうがよいと考える。

委員：物価変動リスクとして、リスク概要のところはかなり細かく書いてあるが、例えばプラスマイナス3%を超えるものについてというところで1つ区切り、それについては組合、プラスマイナス3%未満のところは事業者とかいう形で、分かりやすく書いたほうがよいのではないか。

### 【議事（3）入札説明書（案）について】

#### <議事>

- ・事務局より入札説明書（案）について説明。
- ・落札者決定基準は入札説明書に含めず、別冊とする。

<主な質問・意見等>

委員長：点数化方法として、Eの評価内容が要求水準書程度であるとあるが、一般的には要求水準を満たす程度であるということが多い。

委員：内閣府の実施プロセスのガイドラインにおいて、募集要項という中に入札説明書、要求水準書、事業契約書（案）、様式集、事業者選定基準という形で示されており、今回の場合は入札説明書の中に事業者選定基準が含まれているため、募集要項で特に問題ないとは考える。しかし、「入札説明書（事業者選定基準を含む）」という表現については、どう考えているのか。

事務局：検討させていただく。

委員長：一般的には、事業者選定基準は外出しにしている。地方自治法において総合評価落札方式を採用する場合、有識者の意見を求めなければならないとなっており、意見を求めるのが事業者選定基準である。そのため、外出しにしたほうが分かりやすい。

事務局：そのように対応する。

委員長：様式集の第13号の5と第13号の6にある補修内容、点検内容と様式13号の7の点検検査補修工事のスケジュールを書く様式の3枚を一体にしているケースが多い。入札公告は、第4回委員会でもできるようになっているため、その間に直す余地があれば、修正していただきたい。

【議事（4）その他】

- ・事務局より第4回委員会の開催日について連絡。
- ・第4回委員会は7月20日（水）の13：30からとする。

<主な質問・意見等>

委員長：今後の事務連絡協議会や正副の管理者会議があると思うが、会議用の資料は作成するのか。

事務局：現在、検討しており、今回の実施方針をもとに概要版を作成して提示したいと考えている。

委員長：資料の2に事業工程の案があるが、ここに議会に係る債務負担行為等の契約行為を書き添えておくとうわかりやすいと考える。

事務局：分かりました。

委員：様式集で、運転維持管理業務の実績を記入する様式があり、注釈で証明書類を提出することと書いてあるが、どういう書類を出させるのかやそれを証明するのに、どういう方の証明が必要なのか等、ある程度事前に想定して、準備しておいたほうがよいと思う。

事務局：分かりました。

【閉会】